柔 - 4 28.11.2

療養費検討専門委員会における議論の整理に係る検討の方向とスケジュール案

柔道整復療養費関係

①同一建物の複数患者への往療の見直し

対応

・留意事項通知を、以下のとおり改正(9月30日付け)し、10月1日より施行済み

改正前	改正後
第3 往療料 1~5 (略) 6 同一家屋内の2人目以降の患者を 施術した場合の往療料は、別々に算定 できないこと。	第3 往療料 1~5 (略) 6 同一の建築物(建築基準法(昭和25 年法律第201号)第2条第1号に規定す る建築物をいう。)に居住する複数の患 者を同一日に施術した場合の往療料は、 別々に算定できないこと。ただし、やむ を得ない理由があって、同一の建築物 に複数回赴いて施術した場合はこの限 りではないこと。 7~10 (略)

②「亜急性」の文言の見直し

検討の方向

- 留意事項通知では、「療養費の支給対象となる負傷は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾病は含まれないこと」とされている。
- この「亜急性」の文言について、過去の質問主意書に対する政府の答弁書で「「亜急性」とは、身体の損傷の状態が急性のものに準ずることを示すものであり、「外傷性」とは、関節の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すもの」とされていることを踏まえ、見直しを行うことを検討する。
- その際、
 - ① 文言の見直しにより、療養費の支給対象となる負傷の範囲に変更がないこと
 - ② 負傷原因として、「亜急性や急性に準ずる外傷」のような抽象的なものは認められないこと(いつ、どこで、どうして負傷したかを施術録に記載)

を明確にする。

- 年度内 留意事項通知の改正
- ▶ 29年度~ 施行

③支給基準の明確化を図るため、判断に迷う事例の収集及び公表

検討の方向

- 厚生労働省において、全国健康保険協会都道府県支部、都道府県国民健康保 険団体連合会に設置された柔整審査会及び保険者から、判断に迷って合議が 必要になった事例を収集。
- 厚生労働省において、事例を整理し、公表(必要に応じて専門家に相談)。

- 年度内 事例の収集・整理
- 29年度~ 公表

④「部位転がし」等の重点的な審査の実施に向けた 審査基準の作成

検討の方向

- 厚生労働省において、審査基準を作成している柔整審査会の現在の審査基準 や、③の事例も踏まえて、審査基準案を作成。
- その際、下記の区分ごとに整理。
 - (1)形式審査 記載内容に関する事項(支給申請書の記載誤り等)
 - (2)内容審査 施術内容に関する事項(支給対象の具体的な負傷名、近接部位の考え方等)
 - (3)傾向審査 同一施術所における施術傾向(長期・多部位・頻回施術の傾向、 いわゆる「部位転がし」の傾向、同一施術所における同一患者の 通算受療期間の傾向等)

- 年度内 審査基準案の作成
- 29年度~ 審査基準に基づく審査の実施

⑤柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所に資料の提出や説明を求める仕組み

検討の方向

- 柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所は、柔整審査会からの資料の提供や説明の求めに応じることとする。
- このため、受領委任に係る協定・契約と、柔整審査会設置要綱を改正する。

- 年度内 受領委任に係る協定・契約、柔整審査会設置要綱
 - の改正
- 29年度~ 施行

⑥地方厚生(支)局における個別指導・監査の迅速化、「受領委任の取扱の中止」を確実に運用する仕組み

検討の方向

- 柔整審査会は、傾向審査や縦覧点検の実施により不正請求の疑いが強い施術所に対して調査を実施し、不正請求が判明した場合や不正請求の疑いが濃厚である場合には、施術所を管轄する地方厚生(支)局に対して情報提供することとする。
- 情報提供を受けた地方厚生(支)局は、個別指導、監査の結果不正請求が明らかになった施術所に対して、受領委任の取扱いを中止することとする。
- ・ 上記のため、必要な情報提供の内容や地方厚生(支)局が個別指導・監査を実施する場合の手続きの迅速化の仕組みを検討し、指導監査要綱を改正することとする。

- 年度内 検討、指導監査要綱の改正
- 29年度~ 施行

⑦保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書 の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提 示を求めることができる仕組み

検討の方向

- ・ 白紙署名の問題に関して、施術毎に署名を求めることとしてはどうかとの意見があった。これに関しては、実際に患者が受療しているかどうかを確認する患者調査を引き続き実施する。さらに、架空請求を防止するための方策として、必要に応じて保険者や柔整審査会が施術所に対して領収書の発行履歴その他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組みを導入する。
- このため、受領委任に係る協定・契約を改正する。

- 年度内 受領委任に係る協定・契約の改正
- 29年度~ 施行

⑧事業者等に金品を提供し、患者の紹介を受け、 その結果なされた施術を療養費支給の対象外と する

検討の方向

施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とする。

- 年度内 留意事項通知の改正
- 29年度~ 施行

⑨支給申請書様式の統一

検討の方向

支給申請書の様式を統一するよう再度周知する。

- 年度内 支給申請書の様式の再度周知
- 29年度~ 施行

⑩施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入

検討の方向

- 療養費の受領委任を取り扱う施術管理者について、研修受講や実務経験を要件とする 仕組みを導入する。
- このため、以下について早急に検討し、具体案について専門委員会に報告する。
 - 実務経験の確認方法
 - 研修受講を要件とする場合の研修の内容や認定方法
 - 研修修了者の識別方法
 - 不正への対応 等
- 実務経験の年数については、3年という議論があったことを踏まえつつ、現場への影響を 踏まえ検討する。
- また、円滑な導入に向け、現に施術管理者である者等に対する経過措置等についても検討する。

スケジュール案

・ 年度内 方針の決定

29年度 具体案の決定、施行準備

できるだけ早期に 施行

補足1 柔道整復療養費の施術管理者の要件強化に係る検討について

【主に検討が必要な具体的な事項】

- 〇実務経験の年数
- ○実務経験の確認方法
- 〇研修受講を要件とする場合の研修の内容や認定方法
- 〇研修修了者の識別方法
- 〇不正への対応
- 〇円滑な経過措置

補足2 柔道整復師国家試験の合格者の人数について

〇合格者の人数

平成28年 受験者数 7,122人

合格者 4,583人

合格率 64.3%

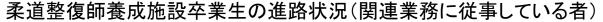
※第24回柔道整復師国家試験の合格発表について (平成28年3月28日)より

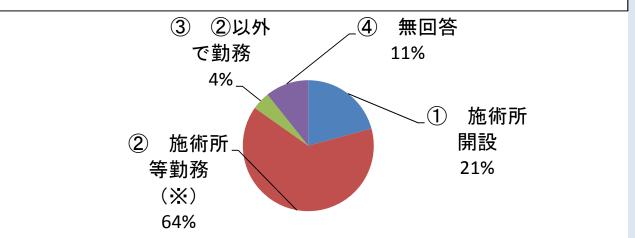
補足3 柔道整復師の卒業者の進路状況について

関連業務に従事				
① 施術所開設	② 施術所等勤務 (※)	③ ②以外で勤務	④ 無回答	関連業務に 従事していない
20. 9%	64. 3%	4. 5%	10. 8%	
合計:2294人			178人	

公益社団法人柔道整復学校協会調べ

[※]柔道整復及びあはき施術所のほか、病院、診療所、介護関連事業所、スポーツジム等を含む。





※柔道整復師学校養成施設カリキュラム等改善検討会(第1回)(平成27年12月11日) 参考資料5-6より

平成19年~23年養成施設卒業生を対象に、平成23年12月アンケート調査を行ったもの

管理者制度の比較

柔 - 2 28.3.29

事業所	管理する者	管理する者に なれる者	実務経験等	講習	更新
病院•診療所	管理者	医師•歯科医師	_	_	-
保険医療機関	管理者	病院・診療所の 管理者	_	_	6年 (健保法 § 68)
薬局	管理薬剤師	薬剤師	_	_	_
保険薬局	管理者	薬局の管理者	_	_	6年 (健保法 § 68)
指定訪問看護事 業所	管理者	保健師・助産師・看護師	適切な指定訪問看護を行う ために必要な知識及び技能 を有する者 (健保法§92、平成12年省 令第80号§3)	適切な指定訪問看護を行う ために必要な知識及び技能 を有する者 (健保法§92、平成12年省 令第80号§3)	_

(参考)平成28年度診療報酬改定における「かかりつけ薬剤師が役割を発揮できる薬局の体制及び機能の評価」では、 基準調剤加算の施設基準として、以下のような管理薬剤師の実務経験等を要件としている。

- 薬局勤務経験5年以上
- 当該保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍

(参考) 診療報酬上の施設基準における実務年数・研修の例

	対象	実務経験 要件	経験年数	研修	研修期間
かかりつけ薬剤師指 導料及びかかりつけ 薬剤師包括管理料	薬剤師	保険薬剤師として薬 局勤務経験	3年以上	薬剤師認定制度認 証機構が認証してい る研修認定制度等の 研修認定の取得	_
緩和ケア診療加算	医師	・症状緩和治療を主たる業務・がん専門病院又は精神医療の従事	3年以上	緩和ケアの基本教育 のための都道府県 指導者研修会(国立 がん研究センター主 催)等	_
	看護師	悪性腫瘍患者の看護に従事した経験	5年以上	国及び医療機関関 係団体等が主催する 研修	6月以上かつ600時間以上
認知症ケア加算1	医師	・精神科の経験 ・神経内科の経験	5年以上	国、都道府県又は医 療機関関係団体等 が主催する研修	2日間、7時間以上
	看護師	認知症患者の看護に従事した経験	5年以上	国及び医療機関関 係団体等が主催する 研修	6月以上かつ600時間以上
人工肛門·人工膀胱 造設術前処置加算	看護師	急性期患者の看護に従事した経験	5年以上	医療関係団体等が 認定する教育施設に おいて実施する研修	20時間以上

①初検時相談支援料について、一定の要件を満たす施術管理者に限って算定可能とする仕組みへの変更

検討の方向

初検時相談支援料について、より質の高い相談支援を行う者が加算を得られるよう、施術管理者の実務経験や研修受講などの一定の要件を満たす施術管理者がいる施術所に限って算定可能とする仕組みへの変更に向けて検討する。

スケジュール案

・ 施術管理者の要件に係る検討と併せて検討

②電子請求に係る「モデル事業」の実施

検討の方向

- 電子請求に係る「モデル事業」を実施する。
- このため、具体的な実施方法を検討するとともに、情報セキュリティ対策や必要な規定の改定を行う。

- ~29年度 具体的な実施方法の検討、情報セキュリティ対策や 必要な規定の改定
- できるだけ早期に モデル事業の実施

①地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制 の強化

検討の方向

- 現在の地方厚生(支)局における指導・監査の状況について確認する。
- その上で、
- ⑥の地方厚生(支)局の個別指導・監査の迅速化等の仕組みづくりとあわせて、

地方厚生(支)局における指導・監査の人員体制の強化を図る。

29年度以降、随時、継続的に実施する。

スケジュール案

■ 29年度以降、継続的に実施

14不適正な広告の是正

検討の方向

- 施術所における不適正な広告について、これまでの取組みは以下のとおりである。
 - ・平成24年度~ 全国医政関係主管課長会議等において各都道府県に対し、 その指導等を依頼
 - ・平成26年度~ 各都道府県における指導状況について調査
 - ・平成27年度 都道府県及び消費者庁に対し施術所等の不要な広告等に ついて連携して必要な措置を講じるよう依頼
- 今後は引き続き、上記の取組みを進めるとともに関係機関と協力・連携しながら、 適切に対応していくこととする。
- 施術所のウェブサイト等における適切な表示については、ガイドライン等による 明確化を検討する。

スケジュール案

・ 不適正広告(ウェブサイト等) 医療機関広告ガイドラインの見直し等を踏まえつつ、 ガイドラインの作成など必要な対策を検討する。

⑤原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータの 収集

検討の方向

- 厚生労働省において、支給申請書のデータを保管している施術者団体、保険者に対して、原因疾患毎の長期・頻回事例に係るデータ収集のための調査の依頼を実施する。
- 厚生労働省において、頻度調査で使用しているデータを活用し長期・頻回事例の原因疾患を確認する。
- 上記のデータを分析し、原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータの状況を 把握することとする。

- •~29年度前半 調査の実施
- 29年度後半~ データの解析、著しい長期・頻回事例における療養費の算定 基準の検討

⑩柔道整復療養費とあはき療養費の併給の実態 把握

検討の方向

- 柔道整復療養費とあはき療養費の併給の実態把握を行う。
- 調査に当たっては、保険者の協力を得て行うこととし、調査方法や調査内容について検討、調整の上、調査を実施する。

- •~29年度前半 調査の実施
- 29年度後半~ 調査結果の分析、必要に応じて対応の検討

①支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること

検討の方向

・ 支給申請書における負傷原因の記載については、1部位目から求めるべきといった意見があった一方で、全ての支給申請書に1部位目から負傷原因を記述することは負担が大きいため、重点的な審査の実施を優先すべきとの意見があり、さらに検討する。

スケジュール案

・ 次期以降の改定においてさらに検討

18問題ある患者に対し、保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること

検討の方向

問題のある患者について、保険者において受療委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えることについては、問題のある患者を特定する仕組みや事後的に償還払いとする場合の取扱など事務的に検討すべき点があり、今後の検討課題とする。

スケジュール案

- 次期以降の改定において検討課題とする